

令和5年度第1回ふじのくに健康増進計画推進協議会

日時 令和5年7月28日（金）午後2時～
場所 もくせい会館 富士ホール

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事

【報告事項】

- (1)次期計画策定に向けた進め方…………… 資料1
(2)第3次ふじのくに健康増進計画後期アクションプランの最終評価…… 資料2

【協議事項】

- (3)次期健康増進計画の策定方針（案）…………… 資料3
(4)次期健康増進計画の骨子（案）…………… 資料4

- 4 閉会

参考資料

- ・健康日本21（第三次）の概要
- ・国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針（令和5年5月31日 厚生労働省告示）
- ・第3次ふじのくに健康増進計画（現計画）の数値目標
- ・骨子案（国との比較、現計画との比較）

ふじのくに健康増進計画推進協議会 委員名簿(2022年7月1日～2024年3月31日)

(五十音順、敬称略)

団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考	
公益社団法人静岡県栄養士会	会 長	新井 英一	食育部会長	
独立行政法人労働者健康安全機構 静岡産業保健総合支援センター	所 長	井上 邦雄	休養・こころ部会長	
静岡州市長会	袋井市長	大場 規之		欠席
公益社団法人静岡県薬剤師会	会 長	岡田 国一		欠席
浜松医科大学	教 授	尾島 俊之	○協議会副会長	
静岡社会健康医学大学院大学	参事(医師配置 調整担当)	加治 正行	たばこ・アルコール・薬物部会 長	
一般社団法人静岡県医師会	会 長	紀平 幸一	◎協議会長	
静岡県商工会連合会	専務理事	窪田 賢一		
静岡県町村会	小山町長	込山 正秀		欠席
公益財団法人しずおか健康長寿財団	理事長	佐古 伊康	担当が食育部会、運動・身 体活動部会委員	
静岡県コミュニティづくり推進協議会	常務理事兼事務局長	白井 満		
静岡理工科大学	教 授	富田 寿人	運動・身体活動部会長	
全国健康保険協会静岡支部	支部長	長野 豊		
一般社団法人静岡県商工会議所連合会	専務理事 事務局長	中村 泰昌		欠席
一般社団法人静岡県歯科医師会	会 長	平野 明弘	歯科保健部会長	
公益社団法人静岡県看護協会	会 長	松本 志保子		
公益社団法人静岡県理学療法士会	会 長	森下 一幸	運動・身体活動部会委員	
静岡県厚生農業協同組合連合会	代表理事専務	安本 和正		
静岡社会健康医学大学院大学	教 授	山本 精一郎		欠席
静岡県保健師会	会 長	吉村 里枝		
静岡県健康づくり食生活推進協議会	会 長	渡邊 良子	食育部会委員 歯科保健部会委員	

ふじのくに健康増進計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、いきいきとした健康社会の実現を図るため、ふじのくに健康増進計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第1項の規定による静岡県の健康増進計画(以下「県計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 県計画の効果的推進に関すること。
- (3) 県計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、県民の健康づくりに関すること。

(組織及び運営)

第3条 協議会は、健康づくりに関連する団体の推薦を受けた者及び学識経験者からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 3 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員改選後最初の協議会又は会長及び副会長に事故があるときは、健康福祉部長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。